第1回定例会 議案第20号

安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例

安芸高田市公共下水道条例(平成16年条例第160号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1章から第3章まで (略)	第1章から第3章まで (略)
第4章 公共下水道の使用	第4章 公共下水道の使用
第8条及び第9条 (略)	第8条及び第9条 (略)

(水質適合のための除害施設の設置等)

- 第10条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない 第10条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない ならないこととされているものを除く。)を継続して排除して公共下水道 V)
  - (1) 下水道法施行令 第9条の4第1項各号に掲げ る物質 当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合に おいては、同項に規定する基準に係る数値
  - (2)から(9)まで (略)
  - (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下 水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる 項目に類似する項目及び大腸菌数 を除く。) 当該排水基準に係る数
- 2 (略)

第11条から第17条まで (略)

第4章の2及び第5章 (略)

第6章 行為の制限

第19条から第23条まで (略)

(量水標等物件の設置に係る許可の基準)

- は、当該使用を許可することができる。
- (1)から(8)まで (略)
- (9) 暗渠の使用が道路法(昭和27年法律第180号)その他の公物管理に関 (9) 暗渠の使用が道路法 する法令の規定の適用を受けるものにあっては、道路占用許可その他 の公物の占用の許可等(変更の許可等を含む。)の取得が可能であると

(水質適合のための除害施設の設置等)

- 下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除しては) 下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除しては ならないこととされているものを除く。)を継続して排除して公共下水道 を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならな を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならな レト
  - (1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げ る物質 当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合に おいては、同項に規定する基準に係る数値
  - (2)から(9)まで (略)
  - (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下 水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる 項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数
  - 2 (略)

第11条から第17条まで (略)

第4章の2及び第5章 (略)

第6章 行為の制限

第19条から第23条まで (略)

(量水標等物件の設置に係る許可の基準)

- |第23条の2||市長は、量水標等物件の設置に係る前条の規定による申請が|第23条の2||市長は、量水標等物件の設置に係る前条の規定による申請が あった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するとき あった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するとき は、当該使用を許可することができる。
  - (1)から(8)まで (略)
  - その他の公物管理に 関する法令の規定の適用を受けるものにあっては、道路占用許可その 他の公物の占用の許可等(変更の許可等を含む。)の取得が可能である

見込まれること。

2から4まで (略)

(電線等の設置に係る許可の基準)

第24条 (略)

- |2|| 前条第2項から第4項まで の規定は、暗渠に雷線等を設置する場合|2|| 第23条の2第2項から第4項までの規定は、暗渠に電線等を設置する場合 について準用する。
- の例による。 関する条例

第24条の2から第28条の2まで (略)

(下水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準)

- |第28条の3||市長は、前条に規定する申請(以下「下水熱利用許可申請」と|第28条の3||市長は、前条に規定する申請(以下「下水熱利用許可申請」と 準の全てに適合するときは、許可をすることができる。
  - (1)から(4)まで (略)
  - (5) 前条第9号 の凝集剤又は洗浄剤の種類、混入量等が公共下水 (5) 第28条の2第9号の凝集剤又は洗浄剤の種類、混入量等が公共下水 道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
  - (6) (略)
- |2|| 前項第3号に規定するもののほか、下水熱利用許可申請をする者(以下|2|| 前号第3項に規定するもののほか、下水熱利用許可申請をする者(以下 「下水熱利用許可申請者」という。)による下水熱利用設備及び接続設備 に係る工事又は維持管理の方法が、市長が示す工事又は維持管理の方法 に係る工事又は維持管理の方法が、市長が示す工事又は維持管理の方法 に係る条件及び留意事項に適合していること。

3から7まで (略)

第28条の4から第29条まで (略)

第7章 (略)

第8章 罰則

と見込まれること。

2から4まで (略)

(電線等の設置に係る許可の基準)

第24条 (略)

- について準用する。
- |3 前条第4項の使用料の額及び徴収については、安芸高田市道路占用料に|3 前条第4項の使用料の額及び徴収については、安芸高田市道路占用料に 関する条例(平成16年安芸高田市条例第154号)の例による。

第24条の2から第28条の2まで (略)

(下水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準)

いう。)があった場合において、当該下水熱利用許可申請が次に掲げる基 いう。)があった場合において、当該下水熱利用許可申請が次に掲げる基 準の全てに適合するときは、許可をすることができる。

(1)から(4)まで (略)

- 道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- (6) (略)
- 「下水熱利用許可申請者」という。)による下水熱利用設備及び接続設備 に係る条件及び留意事項に適合していること。

3から7まで (略)

第28条の4から第29条まで (略)

第7章 (略)

第8章 罰則

第34条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)から(8)まで (略)
- (9) 第5条、第19条の規定による申請書及び図面、第12条、第14条の規定による届出書、<u>第16条第1項第3号</u>の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第35条及び第36条 (略)

第34条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)から(8)まで (略)
- (9) 第5条、第19条の規定による申請書及び図面、第12条、第14条の規定による届出書、<u>第16条第2項第3号</u>の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第35条及び第36条 (略)

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。